

入 札 説 明 書

全世帯配布広報紙各戸配布業務（宇治市・長岡京市・京田辺市）に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 2 年 2 月 7 日

2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府広報課
電話番号 (075)414-4074

4 入札に関する事項

(1) 委託業務の名称

- ア 全世帯配布広報紙各戸配布業務（宇治市）
- イ 全世帯配布広報紙各戸配布業務（長岡京市）
- ウ 全世帯配布広報紙各戸配布業務（京田辺市）

(2) 委託業務の仕様等

ア 4 の(1) のア

別添「全世帯配布広報紙各戸配布委託業務（宇治市）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

イ 4 の(1) のイ

別添「全世帯配布広報紙各戸配布委託業務（長岡京市）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

ウ 4 の(1) のウ

別添「全世帯配布広報紙各戸配布委託業務（京田辺市）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務を行う日

契約締結の日から令和 3 年 9 月 30 日まで

(4) 業務を行う場所等

京都府が指示する場所

5 入札説明会の日時及び場所

令和 2 年 2 月 10 日（金）午後 2 時から
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府庁第 1 号館 3 階会議室

6 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 「平成 29 年度、平成 30 年度及び平成 31 年度全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市・福知山市・舞鶴市・綾部市・宇治市・宮津市・亀岡市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・京丹後市・南丹市・木津川市・大山崎町・久御山町・精華町・京丹波町・与謝野町）委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿、平成 30 年度、平成 31 年度及び平成 32 年度全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市・宇治市・長岡京市・京田辺市）委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿及び令和元年度、令和 2 年度及び令和 3 年度全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市・宇治市・長岡京市・京田辺市）委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿において、4 の(1)のアについては宇治市を、4 の(1)のイについては長岡京市を、4 の(1)のウについては京田辺市を、参加資格認定地域として登載されている者であること。
- (2) 8 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

8 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書（別紙様式 1）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和 2 年 2 月 10 日（月）から令和 2 年 2 月 27 日（木）までの間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）

なお、上記期間以外においても申請書を受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府広報課（京都府庁第 1 号館 2 階）
電話番号 （075）414-4074

(3) 提出方法

ア 持参の場合

提出期間中の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に提出すること。

イ 郵送の場合

書留郵便とすること。

- (4) 添付資料（平成 29 年度、平成 30 年度及び平成 31 年度全世帯配布広報紙各戸配布業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿及び平成 30 年度、平成 31 年度及び平成 32 年度全世帯配布広報紙各戸配布業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登録されている者のみ）

ア 府税納付義務者にあつては、府税納税証明書（別記第 2 号様式）

イ 消費税及び地方消費税の納税証明書

(5) 確認通知

提出期間内に受け付けた確認申請書については、令和2年3月3日（火）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵便により通知する。

(6) その他

確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 入札参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 4の(1)のア 令和2年3月4日（水）午後2時

(イ) 4の(1)のイ 令和2年3月4日（水）午後3時

(ウ) 4の(1)のウ 令和2年3月4日（水）午後4時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第1号館3階会議室

(2) 入札方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外

国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。) をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び４の(1)のアについては「全世帯配布広報紙各戸配布業務（宇治市）委託入札書在中」を、４の(1)のイについては「全世帯配布広報紙各戸配布業務（長岡京市）委託入札書在中」を、４の(1)のウについては「全世帯配布広報紙各戸配布業務（京田辺市）委託入札書在中」を朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が１名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、原則２回までとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和２年３月３日（火）

イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府広報課

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒の表に４の(1)のアについては「３月４日 開札全世帯配布広報紙各戸配布業務（宇治市）委託入札書在中」を、４の(1)のイについては「３月４日 開札全世帯配布広報紙各戸配布業務（長岡京市）委託入札書在中」を、４の(1)のウについては「３月４日 開札全世帯配布広報紙各戸配布業務（京田辺市）委託入札書在中」と朱書するとともに確認結果通知書又はその写しを同封し、京都府広報課宛での親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書はその提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由と

して異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合にあっては別途日を定めて行うものとする。

また、(3)における郵送による場合の再入札書は、入札書とは別の中封筒に入れ、封筒の表に 4 の(1)のアについては「3 月 4 日 開札全世帯配布広報紙各戸配布業務（宇治市）委託再入札書在中」を、4 の(1)のイについては「3 月 4 日開札 全世帯配布広報紙各戸配布業務（長岡京市）委託再入札書在中」を、4 の(1)のウについては「3 月 4 日開札 全世帯配布広報紙各戸配布業務（京田辺市）委託再入札書在中」と朱書きし、封印等の処理をした上で、(3)の表封筒に同封するものとする。この場合において、入札参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が直接入札する場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札公告に定める申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 10 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、規則第 147 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

13 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

14 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。なお、その場合には契約書(案)第 1 条の 2 を削除する。

15 契約書の作成の要否

要する。

16 その他

(1) 1 から 15 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 令和 2 年度または令和 3 年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

(3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

(5) 当初予算が議決されない場合は、契約締結できない。